



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行:社会保険労務士事務所フェニックス

〒730-0012広島市中区上八丁堀8-10クロスタワービル5F

TEL 082-846-6481 FAX 846-6482 mail: staff@sr-phoenix.jp

8

2020

重要改正 8/1 施行

## 失業等給付の「被保険者期間」の算定方法が変わります

「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和2年法律第14号)」により、失業等給付の受給資格を得るために必要な「被保険者期間」の算定方法が改正されました(令和2年8月1日施行)。そのポイントを確認しておきましょう。

### 改正前

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月を1か月と計算。

しかし、週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、雇用見込み期間が31日以上であるという雇用保険被保険者となる要件を満たしながらも、賃金支払の基礎となった日数が11日に満たないことにより、被保険者期間に算入されない期間があるため、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定するよう見直しをします。



### 改正後

離職日から1か月ごとに区切っていた期間に、賃金支払の基礎となる日数が11日以上ある月、**または、賃金支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある月**を1か月として計算。

★今回の改正を踏まえ、離職日が令和2年8月1日以降の方の「離職証明書」の記載方法も変更されます。不明な点があれば、気軽にお尋ねください。

重要改正 9/1 施行

## 複数就業者への保険給付が変わります 労災保険法の改正

複数就業者への労災保険の保険給付が変わります。ポイントは、次の2点です。

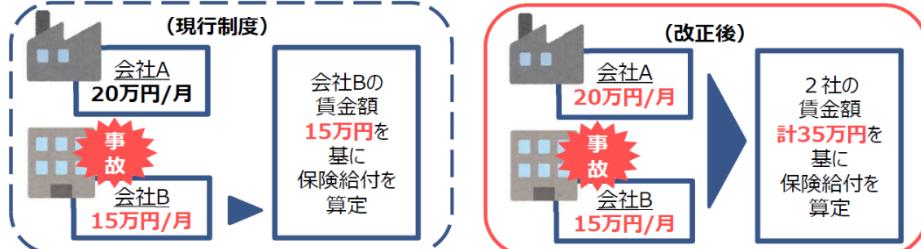
### 1. 賃金額を合算して保険給付額等を決定することに！

**現 行**: 災害が発生した勤務先の賃金額のみを基礎に給付額等を決定

**改正後**: すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎に給付額等を決定

〈補足〉対象となる給付は、休業(補償)給付、遺族(補償)給付や障害(補償)給付など

<イメージ図(厚労省資料)> (例)



### 2. 負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価することに！

**現 行**: それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定できるかどうかを判断

**改正後**: それぞれの勤務先ごとに負荷(労働時間やストレス等)を個別に評価して労災認定できない場合は、すべての勤務先の負荷(労働時間やストレス等)を総合的に評価して労災認定できるかどうかを判断

㊂ これらの改正後の規定は、施行日（令和2年9月1日）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に対する労災保険の保険給付について適用されます。

★令和2年9月1日以降に、複数の会社で勤務している社員が、業務災害や通勤災害により労災保険の保険給付を受けることになった場合、すべての勤務先の賃金額を合算した額を基礎として給付額を決定するなど、すべての勤務先の情報を加味して給付が行われることになります。どのような書類や手続が必要となるのかは、まだ明確になっていませんが、今後は、社員の副業・兼業に関する情報を把握することが重要になっていきそうです。

### 重要な方針の公表

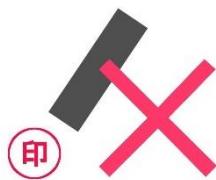
## 契約に当たり押印をしなくても契約の効力に影響は生じない

民間における押印慣行は、テレワークの推進の障害の一つとされていますが、その見直しに向けた自律的な取組が進むよう、内閣府、法務省及び経済産業省がQ&Aを作成し、公表しました。そのポイントを確認しておきましょう。

### ●冒頭の問が話題に！（問1）

問 契約書に押印をしなくとも、法律違反にならないか。

答・私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及び  
その書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。



・特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

### ●また、他のQ&Aから要点を拾うと、次のようなことが書かれています。

テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても、押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

### ●最後に、次のような問が紹介されています。（問6）

問 文書の成立の真正を証明する手段を確保するためにどのようなものが考えられるか。

答・次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用する考えられる。

- ①継続的な取引関係がある場合→取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存
- ②新規に取引関係に入る場合

→契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根拠資料としての運転免許証など）の記録・保存  
→本人確認情報の入手過程（郵送受付やメールでのPDF送付）の記録・保存  
→文書や契約の成立過程（メールやSNS上のやり取り）の保存



- ③電子署名や電子認証サービス活用（利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービス含む）

★行政手続ではハンコが必要となることがまだまだ多いですが、民間同士の契約においては必須ではないということが明確にされており、脱ハンコに動く企業が増えてくると予想されます。政府は行政手続における脱ハンコの議論も進めていますので、動きがあればお伝えします。



8/11

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 令和2年度の高年齢雇用状況報告書・障害者雇用状況報告書の提出期限（今年度に限り8月末まで延長）
- 令和2年度の労働保険料の年度更新申告書の提出・納付期限（今年度に限り8月末まで延長）

### ◆あとがき◆

新型コロナウイルスの影響は、まだまだ続きます。これまで通りとはいえない環境の中で、「唯一生き残ることができるの、変化できる者である」というダーウィンの進化論を思い起こします。今いるところでどう頑張るか、という努力が必要という事でしょう。